

## 定時制の課程（単位制後期）入学者選抜

### 1 募集人員

募集は、新川みどり野高等学校、雄峰高等学校、志貴野高等学校及びとなみ野高等学校において行い、各高等学校の募集人員は、令和5年5月以降に別途示す。

### 2 志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者であって、現在、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）のいずれにも在籍していない者、及び過去に高等学校等で単位を修得していない者

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### 3 志願期間

令和5年9月1日(金)から同月5日(火)までの間（日曜日及び土曜日を除く。）、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、9月5日(火)は正午までとする。

なお、郵送による出願の場合は書留速達とし、9月4日(月)正午までの消印のあるものに限り受け付ける。また、別途、電話等により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

### 4 志願の方法

(1) 志願は、県内の1校1学科に限る（普通科及び志貴野高等学校の総合ビジネス科については、「昼間単位制Ⅰ部」、「昼間単位制Ⅱ部」、「夜間単位制」をそれぞれ単独の学科とする。）。

(2) 他の都道府県の公立高等学校に出願している者又は出願予定のある者は、出願することができない。ただし、特別な事情がある者は、志願期間前に富山県教育委員会の承認を得て、出願することができる。

(3) 志願者は、所定の入学願書（様式22）に950円の入学審査手数料（入学願書に富山県収入証紙を貼り、消印をしない。）を添え、志願先高等学校長に提出する。また、志願者は、出身の中学校長等に、調査書発行申請書（様式24）を提出する。中学校長等は、志願者からの申請を受けて、9月5日(火)正午までに、本人の調査書を志願先高等学校長に提出する。

出願及び調査書の提出について、郵送による場合は書留速達とする。また、別途、中学校長等は出願書類郵送連絡票（様式29）により、志願者は電話等により、その旨を志願先高等学校長に連絡する。

なお、高等学校長は、選抜の資料として、上記以外の書類を必要とするときは、富山県教育委員会の承認を得て、志願者及び中学校長等にその書類の提出を求めることができる。

(4) 中学校等の第2学年、第3学年のいずれか又は両方で、年間の欠席日数が30日程度以上ある者で、自己申告書の提出を希望する者は、入学願書に自己申告書（様式27）を添えて、志願先高等学校長に提出することができる。

(5) 県外及び海外からの志願者も上記(1)～(4)に基づいて志願する。ただし、調査書については、出身都道府県教育委員会の定める調査書をもって代えることができる。

### 5 検査

(1) 検査は、作文及び面接とする。ただし、高等学校長が特に必要と認めた場合は、富山県教育委員会の承認を得て、学力検査を行うことができる。

(2) 志願者は、志願した高等学校で検査を受けなければならない。

(3) 検査は、令和5年9月12日(火)に行う。国語と数学のどちらか1教科又は両教科について学力検査を実施する場合は、下に示す日程によって行う。ただし、自然災害や公共交通機関の遅延その他の特別な事情により、この日程で実施することが困難な場合は、高等学校長は、富山県教育委員会と協議して検査の開始及び終了の時刻等を変更することができる。国語と数学以外の教科のみについて学力検査を実施する場合は、志願先高等学校長が定める日程によって行う。

9月12日(火)	9:30～10:00	10:20～10:50	学力検査後
	国語又は各高等学校長が定める1教科	数学又は各高等学校長が定める1教科	作文、面接

なお、作文や面接は、志願先高等学校長の定める日程によって行う。

(4) 受検者の携行しなければならないものは、筆記用具、その他志願先高等学校長から指示されたものとする。

(5) 各検査会場における検査の実施・採点など、検査の管理は高等学校長がこれに当たる。

### 6 選抜の方法

高等学校長は、入学志願者について中学校長等から提出された資料、検査成績等に基づき、総合的に判定して合格者を決定する。

### 7 合格者の発表

令和5年9月14日(木)午後0時30分に、各志願先高等学校において受検番号で行う。

### 8 その他

(1) 高等学校長は、志願期間中、学科別の志願者数を毎日午後4時現在で発表掲示する。

(2) 各学校の実施概要については、募集人員とともに、令和5年5月以降に別途示す。

(3) 高等学校長は、検査時において、カンニングをすることや他の受検者の迷惑となる行為をすること、検査監督者の指示に従わないことなどの不正行為を行った者に対しては、入学を許可しないものとする。

(4) ここに定めるもののほか、定時制の課程（単位制後期）入学者選抜に関し必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、富山県教育委員会教育長がこれを定める。